

1 財務会計事務

(5) 経費支払手続きの不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室健康づくり課 保健医療室医事看護課  商工労働部 雇用推進室人材育成課	≪健康医療部 保健医療室健康づくり課≫ 契約書では、検査に合格したときに支払請求する旨規定されているにもかかわらず、支払請求日が検査日より前となっている。  (1) 内容：ノートブックパソコンの賃貸借 (2) 契約期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで (3) 検査年月日：(例) 平成 24 年 6 月 4 日 (4) 支払請求日：(例) 平成 24 年 6 月 1 日 (5) 支出額：172,620 円 (6) 備考：12 回中 7 回の支払請求日が検査日より前となっている。	1 契約や法令の定めに違反している。  2 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】              第 10 条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第 1 号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から 10 日以内の日、同条第 2 号の時期【注：対価の支払の時期】は、相手方が支払請求をした日から 15 日以内の日と定めたものとみなし、同条第 3 号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第 8 条の計算の例に準じ同条第 1 項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第 4 条ただし書の場合を除き同条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。</p> </div>	≪健康医療部保健医療室健康づくり課≫ 検査確認におけるルール等について、起案者及び決裁関与者に関して周知徹底を図った。 平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。 引き続き、部内での実践的な会計研修を実施していくとともに、会計局が実施する会計研修にも職員を積極的に参加させる。
	≪健康医療部 保健医療室医事看護課≫ 契約の当事者が、対価の支払いの時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払いは、相手方が支払請求をした日から 15 日以内に行う必要があるが、下記の契約について支払遅延があった。  (1) 内容：保健師助産師看護師法第 33 条に基づく業務従事者届データ作成入力業務 (2) 契約期間：平成 25 年 2 月 15 日から同年 3 月 31 日まで (3) 検査年月日：平成 25 年 4 月 1 日 (4) 支払請求日：平成 25 年 4 月 24 日 (5) 支出額：1,274,637 円		≪健康医療部保健医療室医事看護課≫ 起案者及び決裁関与者において「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の意義・目的、支払遅延防止等について確認した。 平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。 引き続き、部内での実践的な会計研修を実施していくとともに、会計局が実施する会計研修にも職員を積極的に参加させる。
	≪商工労働部 雇用推進室人材育成課≫ 契約の当事者が、対価の支払いの時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払いは、相手方が支払請求をした日から 15 日以内に行う必要があるが、下記の 2 契約について支払遅延があった。  (1) 大阪府立北大阪高等職業技術専門校開校ノベルティの作成業務委託 ア 請求日：平成 24 年 12 月 28 日 イ 支払日：平成 25 年 1 月 21 日 (2) 平成 25 年 4 月入校選考試験問題作成委託 ア 請求日：平成 25 年 1 月 21 日 イ 支払日：平成 25 年 2 月 13 日		≪商工労働部雇用推進室人材育成課≫ 部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。 併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。 引き続き、会計事務研修を実施する。 (年 2 回程度)